

委託場所：高知県高岡郡四万十町 琴平町 地内

令和7年度 四万十町役場本庁西庁舎改修工事設計監理委託業務

設 計 書（ 実施設計 ） 金抜き

設計監理委託対象工事

令和7年度 四万十町役場本庁西庁舎改修工事

内 容：特記仕様書による。

委託業務料算定内訳

（概略工事費等 57,400 千円 消費税込）

設計監理委託業務価格 円

（式）

消費税相当額 円

合計 円

業務期間	契約日翌日～令和8年3月25日	実施設計完成期限	令和7年8月1日
		工事監理完了期限	令和8年3月25日

令和7年6月5日 作成

令和7年度 四万十町役場本庁西庁舎改修工事設計監理委託業務 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 令和7年度 四万十町役場本庁西庁舎改修工事設計監理委託業務

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 (四万十町役場 本庁西庁舎)
- (2) 敷地の場所 (高知県高岡郡四万十町 琴平町 地内)
- (3) 施設用途 (庁舎)

3. 設計監理と条件

(1) 敷地の条件

- a.都市計画区域 (内)
- b.用途地域及び地区の指定 (無)
- c.防火地域等 (建築基準法22条地域)

(2) 委託対象施設の条件

- a.主要構造 (W・S・RC 3階建て)
- b.建設年度 (平成25年度)
- c.延べ面積 (2993.59㎡)

(3) 実施工程条件

- a. 工事発注用成果品の提出期限 (令和7年8月1日)
- b 予定工期 (令和7年9月15日～令和8年3月20日)

(4) その他の条件

- a. 委託者側の各種事務に対する協力 補助申請等事務に必要な、図面・内訳書・書類等はその都度迅速に対応・協力する必要がある。
- b. 本委託業務については、発注者側の監督業務の一部を委託することから、業務期間中においては委託先からの問い合わせや設計図面等の提示、各種協議においても対応し、協力すること。

II 実施設計業務仕様

① 業務執行の基本

業務を執行するにあたり、別添 計画資料 A設計監理概要 等に示す四万十町の意図及び目的を十分理解したうえで、経験のある技術者を選定し、かつ適切な人員を配置して、正確丁寧に行うこと。

② 業務の指示及び監督

- 1. 業務の執行にあたり、四万十町が定める監督職員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- 2. 業務の執行上必要な事項で、本特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度協議して決定する。

③ 実施設計と図書の作成

実施設計図書の作成にあたっては、建築設備として備えるべき機能、主な使用材料や設備機器等について比較

検討を行って条件設定を行うこと。また、予算額に対するコスト管理、縮減効果に常に配慮して実施設計前に立案すること。

1. 主な使用材料、工法、設備機器、その他諸仕様の設定については、種別・品質・コスト・維持管理・環境性能等について比較検討を行うこと。
2. 建設コスト縮減、ライフサイクルコスト縮減、省エネルギー、リサイクル、建設副産物の発生抑制、環境問題の配慮について十分検討すること。
3. 工事場所については詳細に測量調査し、大気汚染防止法による石綿の有無の事前調査を行ったうえで、事前調査報告書を作成し、適法となる実施設計を行う。また、石綿の有無の関係機関への報告義務のある施工業者には、調査者名も含めた資料を提供し、報告書の作成と報告について指導・協力すること。
尚、発注者より提示する資料により分析調査は必要無いものとする。

4. 設計にあたっては、受電設備等、空調機設置に必要となる電気設備、建築工事についても実施設計業務の範囲とする。

④ 成果品の管理及び帰属

成果品はすべて四万十町に帰属し、その管理は四万十町が行う。

⑤ その他

この特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)による。

1. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、担当職員の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって正確に行う。
- c. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、実施設計や工事中及び将来問題となる事項のないように配慮すること。
- d. 照査技術者は、積算書の誤り、提出資料や図面等の矛盾、脱漏、又は不適正な内容等がないか十分に照査を行い、その結果を書面にて四万十町に提出すること。
- e. 使用材料・部材・機器・器具の選定及び配置については、担当職員の求めに応じ現物・カタログ・プロット図又はその性能・計算表等提出し協議すること。
- f. 積算数量調書等の作成は、パソコンを使用し、下記の方法による。
ただし、担当職員と打合せのうえ別の作成方法をとる場合は、この限りではない。
①表計算ソフトを使用し、指定する内訳書の体裁に準じたもの。
②一連同じ様式のものとする。 (建築と設備で違う様式としない事等)

(2) 適用基準等

※ 以下特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築

(最新版)

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築設計基準
- 建築改修設計基準
- 建築構造設計基準
- 鉄骨設計標準図 (建築鉄骨設計基準)
- 建築工事標準詳細図
 - ・ 構内舗装・排水設計基準
 - ・ 敷地調査共通仕様書
- 建築工事共通仕様書

- ⊙ 木造建築工事共通仕様書
- ⊙ 建築改修工事共通仕様書
 - ・ 高知県やさしいまちづくり条例 (高 知 県)
 - ・ まっことよなるみんなのトイレ (高 知 県)
- ⊙ 建築工事監理指針(上・下)

b.設備 (最新版)

- ⊙ 建築設備計画基準
- ⊙ 建築設備設計基準
- ⊙ 電気設備工事設計基準 (高 知 県)
- ⊙ 電気設備工事共通仕様書
- ⊙ 電気設備工事標準図
- ⊙ 電気設備工事監理指針
- ⊙ 機械設備工事設計上の申し合わせ (高 知 県)
- ⊙ 機械設備工事施工要領 (高 知 県)
- ⊙ 機械設備工事共通仕様書
- ⊙ 機械設備工事標準図
- ⊙ 機械設備工事監理指針
 - ・ 高知県やさしいまちづくり条例 (高 知 県)
 - ・ まっことよなるみんなのトイレ (高 知 県)
- ⊙ 建築設備設計計算書作成の手引

c.建築積算(適用基準を明確にすること) (最新版)

- ⊙ 公共建築工事積算基準
- ⊙ 公共建築工事標準単価積算基準
- ⊙ 公共建築数量積算基準
- ⊙ 公共建築工事内訳書標準書式
- ⊙ 国土交通省建築工事積算基準
- ⊙ 建築数量積算基準・同解説 (建築積算研究会)
- ⊙ 建築工事内訳書標準書式 (建築積算研究会)
- ⊙ 建築工事内訳書作成要領(建築工事編)

d.設備積算(適用基準を明確にすること) (最新版)

- ⊙ 公共建築工事積算基準
- ⊙ 公共建築工事標準単価積算基準
- ⊙ 公共建築数量積算基準
- ⊙ 公共建築工事内訳書標準書式
- ⊙ 建築設備数量積算基準 (建築積算研究会)
- ⊙ 建築設備工事内訳書作成標準書式 (建築積算研究会)

(3) 成果物 担当職員の承認によりこれによらないことが出来る。又担当職員が設計意図伝達に必要なだと判断した場合は、別に指示する内容の成果物が必要となる。

(1) 実施設計

a 建築主体

成 果 物		縮 尺	適 要
一 般 業 務	意 匠	○表紙・目次 ○特記仕様書 ○付近見取図 ・面積表・求積図 ○配置図 ○仕上表 ○平面図・屋根伏図 ○立面図・断面図 ○短計図 ○平面詳細図 ・展開図(各面) ・天井伏図 ・部分詳細図 ・建具伏図・リスト ・家具伏図・リスト ・ユニット家具伏図・リスト ・ ・屋外付帯図 ・既存建物解体撤去図 ・既存工作物等解体撤去図 ○仮設計画図	1/100～1/200 1/100 1/100 1/30～1/50 1/30～1/50 1/50 1/100～1/150 1/30～1/50 1/50～1/100 1/30～1/100 1/30～1/100 擁壁・側溝・縁石・フェンス・舗装等 (CB造本体は既存図面有、付属木造は無) 既存側溝・縁石・フェンス・樹木等
	構 造	・特記仕様書 ・土質柱状図 ・構造設計図 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 各部断面図 (エ) 標準詳細図 (オ) 各部詳細図 (カ) 構造金物平面図 ・耐震設計精密診断書	1/100～1/200 1/100～1/200 1/20～1/50 1/20～1/50 1/20～1/50 1/20～1/50
	意	・確認申請等に係る図書 ○建築工事積算数量算出書 ○建築工事積算数量調書	各種申請に係る図書 内訳明細書

追加業務	匠・構造 ○単価決定一覧表 ・日影図 ・備品購入内訳書 ・設計住宅性能評価書 ○事前調査結果報告書 ・各種技術資料 ○標準工事工程表 ・関係法令チェックリスト	1/100～1/300	見積り徴収の場合、3社以上の見積書共 平面、配置立案時 大気汚染防止法(設備共)に係るもの 建築基準法・消防法等の計算書共
------	---	-------------	--

※内容・縮尺については標準とし、別途協議により変更できる。

b 電気設備

成 果 物		縮 尺	適 要
一般業務	・表紙・目次 ・特記仕様書 ・付近見取図 ・配置図 ・機材指定表 ・分電盤・照明器具姿図 ・幹線引き込み設備図 ・幹線弱電線設備図 ・コンセント設備図 ・電灯設備図 ・弱電設備配線図 ・非常灯・誘導灯設備配線図 ・受電設備図 ・各種計算書		
追加業務	・電気設備工事積算数量算出書 ・電気設備工事積算数量調書 ・各種技術資料 ・確認申請及び各種申請図書 ・防災計画書 ・省エネルギー関係計算書		内訳明細書

※内容・縮尺については標準とし、別途協議により変更できる。

c 機械設備

成 果 物		縮 尺	適 要
	・表紙・目次 ・特記仕様書 ・付近見取図 ・配置図		

一般業務	・平面図 ・平面詳細図 ・換気設備図 ・詳細図 ・衛生器具設備図 ・給水設備図 ・排水設備図 ・給湯設備図 ・消化設備図 ・ガス設備図 ・合併浄化槽設備図 ・空気調和設備図 ・換気設備図 ・自動制御設備図 ・機器詳細図 ・構造図 ・断面図面 ・各種計算書	1/20～1/50 〃 1/20～100	オイルタンク、サービスタンク等 各部部分断面、主要配管勾配図等
	追加業務 ・機器設備工事積算数量算出書 ・機器設備工事積算数量調書 ・各種技術資料 ・各種申請図書 ・防災計画書 ・省エネルギー関係計算書 ・		内訳明細書

※内容・縮尺については標準とし、別途協議により変更できる。

(4) 提出部数等 ※ 発注別に下記成果物を作成し提出すること。

成 果 物		部 数	摘 要
a. 設 計 図 書			
工	◎CADデータ(CD-R収納)	1部	図面:CADデータ、構造計算書:PDFデータ 内訳:金入り内訳書 Excelデータ
	◎保存用CADデータ(CD-R収納)	1部	図面:PDFファイル、構造計算書:PDFデータ 内訳:金入り内訳書 PDFデータ
	◎A3版(2ツ折)製本	1部	製本に表紙を付け、工事名を文字記入したもの。 背表紙共
	◎A4版縮小(2ツ折)製本	2部	製本に表紙を付け、工事名を文字記入したもの。 背表紙共

事 関 係	○施工伺用	1部	図面を左側紐綴じたもの。(A3) 内訳:金入り内訳書
	○入札参加業者閲覧用 (総務課 備付用)	1部	図面を左側紐綴じたもの。(A3) 内訳:金抜き内訳書
	○入札参加業者貸出用 (CD-R収納)	各10部程度 (指名業者数による)	図面:PDFファイル 内訳:金抜き内訳書 PDFファイル 現場・入札説明書 PDFファイル
	○一般閲覧用	1部	図面を左側綴じたもの。 内訳:金抜き内訳書
	○事務局資料	2部	内訳:金入り内訳書
	b. その他の資料 (全て紙ベースとCD-R収納(PDFデータ)として提出すること)		
	・計算書	1部	①電気設備 ・照明 ・負荷設備容量 ・電圧降下 ・自家発電設備 ②機械設備 ・構造 ・衛生設備 ・空調設備 ③その他 ・維持管理費 ・省エネルギー関係 4 構造計算書(耐震設計精密診断書) ※A4版に製本し、表紙を付け工事名を記入する
	○工事積算数量算出書	1部	
	○見積書(専門業者3社以上)	1部	単価決定一覧表を含む
	○打ち合わせ内容記録簿	1部	
	○事前調査結果報告書	各校 2部ずつ	大気汚染防止法によるもの
	・特例加算内訳書・図面	2部	公営住宅基準

Ⅲ 工事監理業務仕様

1. 業務仕様の適用

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理指針(最新年度版)」「電気設備工事監理指針(最新年度版)」「機械設備工事監理指針(最新年度版)」「国土交通大臣官房官庁営繕部監修)による。

2. 技術者の資格要件

技術者の資格要件は各種法令に沿い適切に配置すること。

3. 工事監理業務の範囲

工事期間中は、工事請負契約の内容となった図面及び仕様書(入札・現場説明書及びその質疑回答書、設計内容の変更及び補足事項を含む。以下「設計図書」という。)を補うさまざまな方法によって、設計意図を施工者に的確に伝達し、施工図等を検討するなかで設計意図の具体化を行うとともに、工事が設計図書及びその他工事請負契約の内容に適合しているか否かを確認し、工事が工事請負契約などに示された諸条件に従って適切に運営されていくことを確認する。

工事の完成にあたっては、工事の目的物が設計図書及び工事請負契約に示された諸条件に適合していることを確認する。

工事完成時の施工者から提出される竣工図及び竣工書類の内容の確認を行い適正でない場合には修正を指示し再度適正な図書であることを確認し工事監理者から町に提出するものとする。

工事の確認は、要所工程時と共に、目視、検尺による現場での確認、協議打合せ及びその他施工者から提出される品質管理資料の確認等、対象工事に応じた合理的方法に基づいて行うものとする。

改修工事に含める外廻りの維持すべき機能と安全の詳細点検については、設計監理者の立場で現場において結果を確認、精査し予防措置も含めた改修工事の変更設計を行い適切な工事監理を行う。

4. その他

監理記録(監理内容・指示事項・打合せ等)は、委託者が提示する様式に準ずるものを用い詳細に記録する。受託者は期間を空けずにこれを委託者に提出し報告する。

5. 工事監理完了時提出書類等一覧

○提出物 ※変更があるものは全て変更設計書に対応したものを提出
尚、協議により内容の省略を可能とする

- (1) 竣工図製本 A2サイズ 1部 表紙・背表紙:工事名称 竣工図 会社名
- (2) 竣工図製本 A3サイズ縮小版 2部 表紙・背表紙:工事名称 竣工図 会社名
- (3) 活用CD-R (CADデータ・エクセルデータ・Jpgデータ) 2枚 ※レーベルに工事名と収納内容を印刷

以下収納内容(工事発注ごとに1枚にまとめる)

- ・ 実施工程表
- ・ 竣工図 (実施設計図面を修正したもの)
- ・ 内外装仕上げ品番一覧表・使用機器メーカー品番一覧表
- ・ 金入り内訳書(変更があるものは変更設計書)
- ・ 完成写真(全景2面と建物外部四面、内部室ごと)
- ・ 石綿事前調査報告書と関係機関への報告文書

- (4) 保存用CD-R (全てPDFデータ) 2枚 ※レーベルに業務名と収納内容を印刷
活用CD-RをすべてPDFデータとしたもの

- | | |
|----------------------|-----|
| (5) 構造計算書 | 1 部 |
| (6) 工事積算数量算出書 | 1 部 |
| (7) 単価決定表 | 1 部 |
| (8) 見積書(専門業者3社以上) | 1 部 |
| (9.) 打合せ内容記録簿 | 1 部 |
| (10) 工事監理日誌等 工事監理写真共 | 1 部 |
| (11) 工事監理報告書 | 1 部 |
| (12) 業務完了通知書 | 1 部 |

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段を講じなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である四万十町（実施機関）を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

計画資料

A 設計監理概要

本庁西庁舎の長寿命化と美観維持の為、主体外廻りの汚染部分処置、塗装替え、シーリング打ち替え、軒樋(内樋)の雨漏対策等適正なメンテナンスを実施する。

また、改修工事に含める実施設計内容として、外壁・外装、屋根・樋、軒天井・ルーバー等の主体及び避雷針設備等の外回りの維持すべき機能と安全の詳細点検を実施し、そのうえで機能不全箇所の改修及び予防措置も含めた変更設計、工事監理を行う。

B 添付図面等

- 1 配置図
- 2 西庁舎 1階平面図
- 3 西庁舎 2階平面図
- 4 西庁舎 3階平面図
- 5 西庁舎 屋根伏図
- 6 西庁舎 立面図
- 7 西庁舎 矩形図

※改修計画にあたっては、既存の建築主体、電気設備、機械設備の設計図は存在しているが、建築後10年程経過していることから現場を確認する必要がある。

四 万 十 町

(金抜き)

令和7年度

高知県 高岡郡四万十町 琴平町 町内

令和7年度 四万十町役場本庁西庁舎改修工事設計監理委託業務

作業区分 (請負)

設計者

四万十町

概 要	目 的
1 西庁舎屋根及び外壁等改修工事 設計監理 一式	本庁西庁舎の長寿命化と美観維持の為、主体外廻りの汚染部分処置、塗装替え、シーリング打ち替え等適正なメンテナンスを実施する。

設 計 内 訳 明 細 書 (実 施 設 計)							
業 務 名 令和7年度 四万十町役場本庁西庁舎改修工事設計監理委託業務							
設計監理委託業務費				— 四万十町役場 総務課			
	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	直接業務費						
1	設計業務	打合せ・現地調査・図面作成・積算等	1.0	式			
2	監理業務	打合せ・書類確認・変更設計・検査立会等	1.0	式			
	小計				(		)
B	諸経費		1.0	式			
	小計				(		)
C	技術料等経費		1.0	式			
	業務価格 計		1.0	式	(		)
	改め 計				(		)
D	消費税相当額		1.0	式			
	設計監理委託業務費						